

イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金 交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）では、この要綱の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた徳島県東部圏域15市町村（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下、「域内」という。）の飲食事業者を盛り上げるとともに、店の顔となる「のれん」に、徳島の誇りである阿波藍を用いた「藍のれん」を掲げる飲食店が増えることで、訪れた観光客に、徳島らしさを感じていただける魅力的なまちづくりを推進するほか、県民が阿波藍の魅力を再認識することで、シビックプライドの醸成に繋げるため、域内の飲食事業者が店先に掛ける「藍のれん」の製作に係る費用を助成する。

(助成対象者)

第2条 この助成対象者は、域内において、食品衛生法に基づく飲食店もしくは喫茶店の営業許可を取得し、飲食業を営業しており、徳島県が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」を掲示している事業者とする。

(助成内容及び助成額)

第3条 助成内容及び助成額は次のとおりとする。

内 容	助成額
域内の事業者が店先に掛けるため、域内の藍染工房等において製作する「藍のれん」の製作に係る費用	上限 50,000 円 (費用が上限額を下回り、かつ、100円未満の端数があるときの助成額は、100円未満の端数金額は切り捨てるものとする。)

(助成の要件)

第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が交付決定したものと対象とする。

- (1) 域内の飲食事業者が店先に掲げる藍染めののれんであること。
- (2) 域内の藍染工房等において藍染めを行い、製作するものであること。
- (3) 徳島県内で栽培された藍を染料として使用し、製作するものであること。
- (4) 既製品ではなく、オーダーメイドで製作するものであること。

(5) 本助成の交付決定後に新たに製作するものであること。

(助成の申請期間等)

第5条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間	製作期間
令和4年7月24日から	交付決定の日から
令和5年1月31日まで	令和5年2月28日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を希望する事業者は、助成金を受けようとするときは、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めた時は、必要な条件を付して速やかに交付決定を行い、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金変更（中止）承認書（様式第4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、製作した藍のれんの納品後30日以内又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、助成金の額を確定し、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、イーストとくしま「藍のれん」のあるまちづくり推進事業助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月24日から適用する。

この要綱は、令和3年9月14日から適用する。

この要綱は、令和4年7月24日から適用する。